

公開特許公報（A） 特開 2011-196129 追加文書の説明

この特許の出願時の「特許請求の範囲」【請求項 1】は、公開番号 特開 2011-196129 の記載のとおりですが、実際の特許の審査では以下の内容が審査対象になりました。

【請求項 1】

岸辺から川の中央に向かって、或いは斜め上流又は斜め下流方向に向かって、
付近にある中で大きめの石や岩がその場にとどまる事の出来る程度で、なおかつ小さな石や岩が最初に止まることもない間隔をあけて、
単独又は複数の杭を埋設して、上流から移動して来る大きな石や岩を又は元々あった大きな石や岩を堰止め、その場にとどめることにより、
あるいは、単独又は複数の杭を埋設すると共に、大きな石や岩をまたは大きな石や岩に擬した人工の構造物を設置して、その場にとどめることにより、
新たな岸辺を形成し、それらを護岸の構成部分として機能させることを特徴とする護岸の方法。

上記の記載の中で下線の部分が、最初の【請求項 1】とは異なり、実際の審査の対象となった箇所です。